

# 第 3 2 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 1 月 27 日 10 時 00 分開会 ～ 11 時 00 分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室
3. 出欠状況（出席委員 14 名）

1 番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2 番		中島 和彦	出席	
3 番		大岩 則子	出席	
4 番		姉崎 敏一	出席	議事録署名員
5 番		橋本 佳文	出席	議事録署名員
6 番		田中 浩巳	出席	
7 番		沖 英広	欠席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		松谷 一由	出席	
10 番		小寺 和雄	出席	
11 番		西野 和文	出席	
12 番		三上 一	出席	
13 番		西口 雅樹	出席	
14 番		小山内 洋美	出席	
15 番	会 長	龍田 敏雄	出席	

## 4. 協議事項

- 報告第 1 号 委員会業務報告について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 令和 6 年度農業政策と予算に関する要望について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	山下	主税
	主査	横式	信幸
		近藤	伸哉
	関		将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 32 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。  
本日の総会につきましても、これまで同様に感染対策を行いながら進め  
させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。  
本年もよろしくお願いいたします。ここ 3 日ばかり、石狩管内は天候が大  
荒れとなりましたが、幸いにも当地区には被害届け等がなかったことで  
安心しております。  
今年度も大きな課題がたくさんあります。水田活用交付金の関係では、来  
月より聞き取りが始まり、ぼちぼちと助成内容や畑地化の問題等が出て  
くるかと思っております。  
一方で、ウクライナ侵攻による、食料やエネルギーひっ迫の危機、円安等  
によるえさや肥料、農業用資材の高騰はいつ解決するのかと期待をして  
いるところでございます。  
今年 1 年も不安な船出となりますが、この中我々の任務として、食料安全  
保障のため生産に励み、国産の自給率を高めていくことが重要だと思っ  
ている次第です。  
本日の総会も皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと思いま  
す。よろしくご協力をお願いします。

事務局長： ありがとうございました。  
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行に  
ついては、会長にお願いしたいと思えます。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。

4 番姉崎委員、5 番橋本委員を指名します。よろしくお願いいたします。  
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 2 件、議案が 4 件となります。

日程 3、報告第 1 号は、令和 4 年 12 月 27 日から令和 5 年 1 月 26 日までの委員会業務の報告となります。

日程 4、報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、相続に伴う権利移転が 1 件。

日程 5、議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が 18 件。

日程 6、議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、使用貸借が 3 件。

日程 7、議案第 3 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 35 件。

日程 8、議案第 4 号は、令和 6 年度農業政策と予算に関する要望について 3 件であります。こちらは、石狩地方農業委員会連合会を通じて北海道選出国會議員への要望案となります。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

---

### 報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願いま

す。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。  
令和4年12月27日から令和5年1月26日までの業務報告となります。  
12月27日 第31回恵庭市農業委員会総会  
1月4日 令和5年仕事始めの会  
1月6日 令和5年新年交礼会  
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

## 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」  
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。  
番号1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、田と畑、面積、  
XXXXXXXXXXm<sup>2</sup>、権利の取得日、令和4年10月5日、取得事由、相  
続、権利区分、所有権、届出者、XXXXのXXXXさん、被相続人はXXXX  
XXXXさん、令和4年12月28日に届出されております。  
以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

## 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号1番から7番の借主、[ ]の[ ]さん、貸主、[ ]の[ ]  
[ ]、合意解約成立年月日は[ ]、解約理由については、[ ]のためでございます。

番号1番、所在、地番、[ ]、地目、田、面積、[ ]  
[ ]㎡、契約期間ですが、[ ]から[ ]  
[ ]まででありました。

番号2番、所在、地番、[ ]、地目、田、面積、[ ]  
[ ]㎡、契約期間ですが、[ ]から[ ]  
[ ]まででありました。

番号3番、所在、地番、[ ]、地目、田、面積、[ ]㎡、契約  
期間ですが、[ ]から[ ]まででありまし  
た。

番号4番、所在、地番、[ ]、地目、畑と田、面積、[ ]  
[ ]㎡、契約期間ですが、[ ]から[ ]  
[ ]まででありました。

番号5番、所在、地番、[ ]、地目、畑と田、面積、[ ]  
[ ]㎡、契約期間ですが、[ ]から[ ]  
[ ]まででありました。

番号6番、所在、地番、[ ]、地目、畑と田、面  
積、[ ]㎡、契約期間ですが、[ ]から[ ]  
[ ]まででありました。

番号7番、所在、地番、[ ]、地目、田、面積、[ ]㎡、契  
約期間ですが、[ ]から[ ]までであり  
ました。

番号8番から14番の借主、[ ]の[ ]さん、貸主、[ ]の[ ]  
[ ]、合意解約成立年月日は[ ]、解約理由につい  
ては、[ ]のためでございます。

番号8番、所在、地番、[ ]、地目、田、面積、[ ]

■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。

番号9番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■  
■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。こちらの土地につきましては、解約理由が別の  
方への売買であり、来月以降に総会へ上程される予定です。

番号10番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■  
■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。

番号11番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■  
■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。

番号12番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■  
■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。

番号13番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■  
■■■■■㎡、契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありました。

番号14番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、■■■■■㎡、  
契約期間ですが、■■■■■から■■■■■までであ  
りました。

番号15番、16番、所在、地番、■■■■■、地目、田と畑、面  
積、■■■■■㎡、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■  
■■■■■を仲介し、■■■■■の■■■■■が借りていたもので  
ございます。契約期間ですが、■■■■■から■■■■■  
■■■■■まででありましたが、■■■■■に合意解約が成立しておりま  
す。解約理由につきましては、■■■■■のためであります。

番号17番、18番、所在、地番、■■■■■、地目、田、面積、  
■■■■■㎡、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■  
■■■■■を仲介し、■■■■■の■■■■■が借りていたものでございま  
す。契約期間ですが、■■■■■から■■■■■まで  
でありましたが、■■■■■に合意解約が成立しております。解  
約理由につきましては、■■■■■のためであります。

以上、18件の解約につきまして、ご審議賜りますようお願い申し  
上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会長： 日程6、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作・面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、使用貸借、価格、[REDACTED]。場所につきましては地図番号1番、1の1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。1の2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。1の3、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。1の4、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作・面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、使用貸借、価格、[REDACTED]。場所につきましては地図番号2番、2の1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。2の2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。2の3、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。2の4、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号3番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、

■■■■の■■■■さん、耕作・面積、■■■■ha、家畜、なし、理由、■■■■。権利区分、使用貸借、価格、■■■■。場所につきましては地図番号3番、3の1、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。3の2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。3の3、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

なお、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。

以上、3件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。

番号1番から25番、27番は賃貸借、26番、28番が使用貸借、29番から35番が売買となります。

番号1番、2番、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号4番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号5番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。



番号5番、6番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号6番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号11番から17番の貸主は[REDACTED]、借主、[REDACTED]さんとなります。

番号11番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号9番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号12番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号10番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号13番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号11番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号14番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号12番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号15番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号13番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号16番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号14番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号17番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号15番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号18番から23番の貸主は[REDACTED]、借主、[REDACTED]さんとなります。

番号18番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号16番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号19番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号17番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号20番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号18番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号21番、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号19番、[REDACTED]

■、■■■■■■の斜線の土地となります。

番号 22 番、■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 20 番、■■■■■■

■、■■■■■■の斜線の土地となります。

番号 23 番、■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 21 番、■■■■■■、■■■■■■の斜線の土地となります。

番号 24 番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 22 番、22 の 1、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。22 の 2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 25 番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 23 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 26 番、こちらは使用貸借となります。貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 24 番、24 の 1、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。24 の 2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。24 の 3、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 27 番、こちらは賃貸借となります。貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 25 番、25 の 1、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。25 の 2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 28 番、こちらは使用貸借となります。貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 26 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 29 番、こちら以降は売買となります。所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 27 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 30 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 28 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 31 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 29 番、■■■■の斜線の土地と

なります。

番号 32 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 30 番、■■■■の斜線の土地となります。

番号 33 番からの所有権の移転を受ける者は、■■■■となります。番号 33 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 31 番、■■■■の斜線の土地となります。

番号 34 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 32 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 35 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 33 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。

本案件 29 番以降について、農用地利用調整会議を開催しております。

まず、29 番、30 番について私より報告いたします。

29 番について、12 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。

30 番について、12 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。

以上、ご報告とさせていただきます。

次に、31 番、32 番、35 番について小寺委員より報告願います。

小寺委員： 31 番について、12 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調

調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■円、■■■■円、■■■円、■■■円、■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。

32 番について、12 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■円、■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。

35 番について、12 月 3 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■円、■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。  
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、33 番について松谷委員より報告願います。

松谷委員： 12 月 6 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。  
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、34 番について三上委員より報告願います。

三上委員： 12 月 9 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。  
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 議案第4号 令和6年度農業政策と予算に関する要望について

会長： 日程8、議案第4号「令和6年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第4号「令和6年度農業政策と予算に関する要望について」このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

今回の要望につきましては締め切り期限が短いこともあり、事務局において作成したものを提案させていただきます。要望事項は記載の3件となります。

1件目は農業政策関係の水活関係についてでございます。内容につきましては、畑地化後における支援の充実、農業機械導入における支援の拡充となっております。理由につきましては、経営規模拡大による、高規格、高性能な農業機械の導入が必要となっていることから、畑地化支援及び農業用機械導入支援の拡充をすることといった内容となっております。

2件目は農業政策関係の肥料・飼料等生産資材の高騰対策の構築でございます。内容につきましては、生産資材の安定供給、円安等外的要因による高騰対策の構築となっております。理由につきましては、持続可能な農業を実現するため、生産資材の安定供給、価格高騰対策を要望するといった内容となっております。

3件目はその他として、内容につきましては、鳥獣被害対策の充実でございます。理由につきましては、鳥獣による農業被害が深刻な問題となっていることから、鳥獣被害防止総合対策事業の十分な予算確保、鳥獣被害対策の充実を要望するといった内容となっております。

要望事項は、本年4月に開催される石狩地方農業委員会連合会総会へ提出するとともに、5月30日東京で開催予定の北海道選出国會議員要請集会にて要請を行う予定となっております。

以上、要望事項として提案致しますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等がございますか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。  
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 32 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 4 番 委 員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 5 番 委 員 \_\_\_\_\_